

## 裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 仙台市太白福祉事務所長

審査請求人(以下「請求人」という。)が平成30年2月6日付けで提起した、処分庁仙台市太白福祉事務所長(以下「処分庁」という。)による生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第63条の規定による費用返還処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

処分庁が平成29年11月7日付けH29太保第1061-51号で請求人に対してした法第63条の規定による費用返還処分は、これを取り消す。

#### 第1 事案の概要

- 1 請求人は、平成25年8月29日に処分庁に対し法に基づく生活保護(以下「保護」という。)を申請し、処分庁は同月19日から保護を開始した。
- 2 請求人は、平成29年6月15日(以下特に断りのない限り日付は平成29年のものである。)に処分庁に電話で、請求人が受給している(以下「支給金」という。)について、6月の年金支給日に振込みがなかったことを伝えた。  
また、処分庁は、6月15日に仙台市太白区保険年金課に請求人の(以下「請求人」という。)について照会し、請求人が本来3月に提出すべきであった(以下「年金請求書」という。)が6月8日に提出されたため、一時的に支給が停止され、9月頃に支給が再開される見込みであることを確認した。そこで、処分庁は、6月1日付けで(以下「収入認定」という。)の収入認定を削除し、また同日付けで(以下「年金請求書」という。)の認定を削除した。  
なお、処分庁は請求人に対して、今後は遅滞なく手続を行うこと及び(以下「年金請求書」という。)の支給が再開された場合は忘れずに届出を行うことを指導するとともに、(以下「年金請求書」という。)を遡及して受給するなどして保護費に過払が生じた場合には、法第63条に基づき返還となる旨を説明した。
- 3 処分庁は、9月21日に仙台市太白区保険年金課に請求人の(以下「請求人」という。)について照会し、8月の年金支給日に4月分から7月分までの4か月分の(以下「年金請求書」という。) (合計(以下「年金請求書」という。)円。以下「本件収入」という。)が支給され、また、10月の年金支給日からは従来どおりの金額が支給される予定であることを確認した。そこで、処分庁は、10月1日付けで(以下「収入認定」という。)の収入認定を再開し、また、7月1日付けで(以下「年金請求書」という。)の認定を再開した。なお、本件収入の取扱いについて処分庁は、請求人に当該年金受給に関する届出をさせた上で、ケース診断会議を開催し、法第63条の規定に基づく費用返還を検討することとした。
- 4 請求人は、11月2日に処分庁を訪れ、8月の年金支給日に4か月分の(以下「年金請求書」という。)を受給した旨を記載した届出書を提出した。
- 5 処分庁は、11月7日に本件収入の取扱いを検討するためケース診断会議を開催した。同会議

において処分庁は、法第63条に基づき、保護費の過払金の全額（                    円）を返還させることを決定し、請求人に対し、11月7日付けH29太保第1061-51号で、法第63条の規定による費用返還処分（以下「本件処分」という。）を通知した。

- 6 請求人は、本件処分を不服として、平成30年2月6日に、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 第2 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

請求人は、4か月分の年金支給額を全額返還とするのは納得できず、不可能であるとして本件処分の取消しを求めている。

### 2 処分庁の主張

処分庁は、概ね以下の理由により本件処分に違法又は不当な点はなく、適法かつ正当である旨主張している。

本件収入の取扱いについては、ケース診断会議において検討を行い、自立更生費を認める余地はないことを確認し、生活保護手帳別冊問答集（以下「別冊問答集」という。）問13-4を適用の上、年金受領額に相当する保護費を法第63条の規定による費用返還額として決定したものであり、国が定める保護基準を遵守し、かつ適正に執行している。

## 第3 理由

### 1 本件に係る法令等の規定について

#### (1) 保護費の返還等について

イ 法第4条は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と規定している。

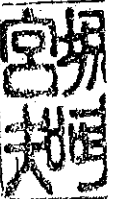
ロ 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と規定している。

ハ 扶助費の返還を要する事情が明らかとなった場合の取扱いについて、別冊問答集問13-4では、「発見月からその前々月の分であっても法第63条の規定による返還として決定しても差し支えない」とされている。

ニ 法第63条に基づく費用返還義務について、別冊問答集問13-5「法第63条に基づく返還額の決定」では、「原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべき」としつつ、「保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、・・・それぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない」とされている。

#### (2) 遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについて

「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）



の記の1の(2)では、遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについて、「定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されていることとの公平性を考慮すると、上記(1)と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる」とし、そのため、同通知の記の1の(2)の(ア)において、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、「①資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること ②当該費用返還額は原則として全額となること ③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと」を説明しておくこととされている。

## 2 本件処分を検討について

### (1) 法第63条の適用について

法第4条は、「利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用する」ことを保護の要件として規定しているところ、法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で、既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、被保護者に対し法第4条に規定する保護の要件を事後的に満たさせるための規定である。

本件の場合、処分庁は、本件収入を請求人世帯の資力として認定し、法第63条を適用し、費用返還を求めたものであるが、請求人が6月の年金支給日に受給する年金が支給停止されたのは、第1の2に記載のとおり■■■■の提出の遅れによるものであって、年金受給権を失権したことによるものではない(このことは、請求人が、8月に、本来6月の年金支給日に受給する4月分及び5月分の年金も含めた4月分から7月分までの4か月分の年金を遡及して受給したことからも裏付けられる。)から、請求人は資力がありながら保護を受けていた状態にあったといえる。

したがって、請求人は、本件収入の支給対象月である4月から7月までの間、資力を有しながら保護を受けていたのであるから、この間に支給した保護費について、処分庁が法第63条を適用し、費用返還を求めたこと自体に違法又は不当な点はない。

### (2) 法第63条の規定による返還額について

請求人は、第2の1のとおり、本件収入全額を返還額とするのは納得できないと主張していることから、処分庁が本件収入の全額に相当する額を返還額と判断するに至るまでの過程や手続に違法又は不当な点がないか検討する。

法第63条は、返還すべき額について、受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額と規定しており、返還額の決定に際し保護の実施機関に一定の裁量を認めている。これは、法が被保護者の自立を助長することも目的としていることから、保護金品の一部が被保護者の自立及び更生に資する形で使用された等、全額を返還させるのが不適当な場合も考えられるため、被保護者の生活状況を知り尽くし得る保護の実施機関の裁量に委ねる趣旨であると考えられる。そして、1の(2)のとおり、課長通知の記の1の(2)では、遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについて、定期的に支



給される年金の受給額の全額が収入認定されていることとの公平性を考慮して、原則として全額を返還させることとしながらも、真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるとしていることから、処分庁は、請求人の自立更生費や必要経費の有無を確認し、その全額を返還させるか否かを調査し尽くすべきである。

この点について、処分庁から提出された関係書類によれば、処分庁が、請求人の[ ]の支給停止を把握した日から返還額を決定するまで、請求人に対し、課長通知の記の1の(2)の(ア)に基づく自立更生費の取扱いを説明したとする事実は認められず、本件収入の全額に相当する金額を返還額とした理由について、単に「自立更生費を認める余地はない」旨を述べるだけである。また、処分庁は、提出された関係書類以外に、返還額から自立更生費を控除する余地が一切ないことの確認、最終的に返還額を決定するに至るまでの請求人に対する調査や慎重な検討の形跡を裏付ける物件も所持していない。

したがって、本件処分については、処分庁がすべき調査が尽くされていないことから手続上の瑕疵が認められ、不適切であって合理性を欠くことから取消しを免れない。

#### 第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年6月12日

宮城県知事 村井 嘉

